

公告 第 15 号

令和 4 年 3 月 17 日
住友商事健康保険組合
理事長 林 智也

当組合同規約一部変更の件

今般、令和 4 年 2 月開催の第 157 回組合会及び第 158 回臨時組合会において、組合同規約の以下の条項の変更について承認され、近畿厚生局の認可を得たことにより、公告する。変更内容等は、次葉の通り。

- 第 5 条 (設立事業所の名称及び所在地)
- 第 9 条 (互選議員の選挙区及び議員数)
- 第 4 3 条 (組合員の範囲)
- 第 4 5 条 (一般保険料及び調整保険料の負担割合)

以 上

規約 令和4年3月、4月 改正 新旧条文対照表																											
新	旧																										
第4条（設立事業所の名称及び所在地）																											
<p>第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜名 称＞</td> <td style="text-align: center;">＜所在地＞</td> </tr> <tr> <td>住友商事株式会社</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社日建設</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>住友商事健康保険組合</td> <td>大阪府大阪市中央区</td> </tr> <tr> <td>住友成泉株式会社</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>住商ウェルサポート株式会社</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> </table>	＜名 称＞	＜所在地＞	住友商事株式会社	東京都千代田区	株式会社日建設	東京都千代田区	住友商事健康保険組合	大阪府大阪市中央区	住友成泉株式会社	東京都港区	住商ウェルサポート株式会社	東京都千代田区	<p>第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜名 称＞</td> <td style="text-align: center;">＜所在地＞</td> </tr> <tr> <td>住友商事株式会社・本社</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社日建設・東京オフィス</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社日建設シビル</td> <td>東京都文京区</td> </tr> <tr> <td>住友商事健康保険組合</td> <td>大阪府大阪市中央区</td> </tr> <tr> <td>住友成泉株式会社</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>住商ウェルサポート株式会社</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> </table>	＜名 称＞	＜所在地＞	住友商事株式会社・本社	東京都千代田区	株式会社日建設・東京オフィス	東京都千代田区	株式会社日建設シビル	東京都文京区	住友商事健康保険組合	大阪府大阪市中央区	住友成泉株式会社	東京都港区	住商ウェルサポート株式会社	東京都千代田区
＜名 称＞	＜所在地＞																										
住友商事株式会社	東京都千代田区																										
株式会社日建設	東京都千代田区																										
住友商事健康保険組合	大阪府大阪市中央区																										
住友成泉株式会社	東京都港区																										
住商ウェルサポート株式会社	東京都千代田区																										
＜名 称＞	＜所在地＞																										
住友商事株式会社・本社	東京都千代田区																										
株式会社日建設・東京オフィス	東京都千代田区																										
株式会社日建設シビル	東京都文京区																										
住友商事健康保険組合	大阪府大阪市中央区																										
住友成泉株式会社	東京都港区																										
住商ウェルサポート株式会社	東京都千代田区																										
第9条（互選議員の選挙区及び議員数）																											
<p>互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選挙区＞</td> <td style="text-align: center;">＜選挙区の範囲＞</td> <td style="text-align: center;">＜議員数＞</td> </tr> <tr> <td>第1区</td> <td>住友商事株式会社</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>特別退職被保険者 株式会社日建設</td> <td>2</td> </tr> </table>	＜選挙区＞	＜選挙区の範囲＞	＜議員数＞	第1区	住友商事株式会社	6	第2区	住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社	1	第3区	特別退職被保険者 株式会社日建設	2	<p>互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選挙区＞</td> <td style="text-align: center;">＜選挙区の範囲＞</td> <td style="text-align: center;">＜議員数＞</td> </tr> <tr> <td>第1区</td> <td>住友商事株式会社・本社</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>特別退職被保険者 株式会社日建設・東京オフィス 株式会社日建設シビル</td> <td>2</td> </tr> </table>	＜選挙区＞	＜選挙区の範囲＞	＜議員数＞	第1区	住友商事株式会社・本社	6	第2区	住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社	1	第3区	特別退職被保険者 株式会社日建設・東京オフィス 株式会社日建設シビル	2		
＜選挙区＞	＜選挙区の範囲＞	＜議員数＞																									
第1区	住友商事株式会社	6																									
第2区	住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社	1																									
第3区	特別退職被保険者 株式会社日建設	2																									
＜選挙区＞	＜選挙区の範囲＞	＜議員数＞																									
第1区	住友商事株式会社・本社	6																									
第2区	住友商事健康保険組合 住友成泉株式会社 住商ウェルサポート株式会社	1																									
第3区	特別退職被保険者 株式会社日建設・東京オフィス 株式会社日建設シビル	2																									
第43条（組合員の範囲）																											
<p>この組合は、全国に所在する次の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 住友商事株式会社 (2) 株式会社日建設 (3) 住友商事健康保険組合 (4) 住友成泉株式会社 (5) 住商ウェルサポート株式会社</p>	<p>この組合は、全国に所在する次の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>(1) 住友商事株式会社 (2) 株式会社日建設 (3) 株式会社日建設シビル (4) 住友商事健康保険組合 (5) 住友成泉株式会社 (6) 住商ウェルサポート株式会社</p>																										
第45条（一般保険料及び調整保険料の負担割合）																											
<p>一般保険料額及び調整保険料額の72分の47。7は事業主、72分の24、3は被保険者において負担する。 (小数点第3位を四捨五入する。)</p>	<p>一般保険料額及び調整保険料額の80分の53は事業主、80分の27は被保険者において負担する。 (小数点第3位を四捨五入する。)</p>																										
<p>附 則 この規約の第45条は、令和4年3月1日から、同第4・9・43条は、令和4年4月1日から施行する。</p>																											

※1. 第4条、第9条第2項並びに第43条

2022年4月1日付で、(株)日建設が子会社の(株)日建設シビル及び(株)北海道日建設を吸収合併することに伴い変更するもの。

2. 第45条

令和4年度の健康保険料率変更に伴い変更するもの。